

兵庫県公報

平成20年 7月15日 火曜日 第 1996 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
平成20年度第2回危険物取扱者試験の実施(消防課).....	1
地方卸売市場の廃止(消費流通課).....	3
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	4
土地改良区の解散認可(同).....	4
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同).....	4
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	5
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	6
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	6
道路の区域の変更、供用開始等(同).....	6
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	7
公有水面埋立工事のしゅん功認可(港湾課).....	7
同 上(同).....	8
宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(都市政策課).....	8
中播都市計画公園事業の認可(公園緑地課).....	8
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(地域協働課).....	9
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請(同).....	11
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	13
入札公告(管理課).....	14
病院局公告	
政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告(県立こども病院).....	16
病院局辞令	
大川 慎吾ほか.....	19
公安委員会告示	
地域交通安全活動推進委員の委嘱等.....	19
同 上.....	19
同 上.....	37
正 誤	
平成19年3月30日付け兵庫県公報第14号外中.....	37
平成20年3月31日付け兵庫県公報第18号外中.....	38

告 示

兵庫県告示第717号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成20年10月26日(日)

甲種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験 午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

- ア 物理学及び化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

- ア 燃焼及び消火に関する基礎知識
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受ける者については、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受ける者については、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部

- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法(昭和22年法律第226号)第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受ける者については、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃焼及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成20年8月初旬から配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの

ウ 受験資格を有することを証明する書類（甲種危険物取扱者試験受験者のみ）

エ 乙種危険物取扱試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し

オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したことを証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。（郵送可）

受付期間は、平成20年9月3日（水）から同月12日（金）の午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留、配達記録郵便等、送達確認可能な方法で送付すること。（平成20年9月12日（金）の消印有効。）

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手数料を郵便局で振り込むこと。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

(4) その他

ア 複数受験（同一試験時間帯の場合）

すでに、乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者に限り、他の乙種試験を3種類まで同時に受験することができる。ただし、乙種第4類との複数受験や同じ類の複数受験はできない。

試験時間は、2種類受験が1時間10分、3種類受験が1時間45分。

イ 併願受験（試験時間帯が異なる場合）

試験時間帯が重ならない同一試験場での2種類、3種類及び乙種第4類の午前と午後の受験もできる。

ウ ア及びイで受験する場合、それぞれ試験の種類ごとに願書を作成し、ホッチキス等で留めて一緒に提出すること。

7 合否の発表

平成20年11月中旬頃に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに、受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話（078）361 - 6610

兵庫県告示第718号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者	取扱品目の部類	廃止年月日	廃止した理由	廃止許可年月日
伊丹市公設地方卸売市場	伊丹市北本町3 - 50	伊丹市長 藤原 保幸	青果部 水産物部	平成20年 7月1日	政令で定める地方卸売市場の施設の規模に満たなくなったため	平成20年 7月1日

兵庫県告示第719号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市日下部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	岸 田 三 郎	同 市同区道場町平田870番地
同	樋 口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋 口 强	同 市同区道場町日下部458番地
同	樋 口 廣 義	同 市同区道場町日下部372番地
同	山 村 一 郎	同 市同区道場町日下部647番地の1
同	吉 尾 忍	同 市同区道場町日下部98番地
同	米 田 一 彦	同 市同区道場町日下部42番地の1
監 事	上り口 讓	同 市同区道場町日下部24番地の1
同	米 田 敏 明	同 市同区道場町日下部25番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	岸 田 三 郎	同 市同区道場町平田870番地
同	樋 口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋 口 强	同 市同区道場町日下部458番地
同	樋 口 廣 義	同 市同区道場町日下部372番地
同	吉 尾 忍	同 市同区道場町日下部98番地
同	米 田 一 彦	同 市同区道場町日下部42番地の1
監 事	上り口 讓	同 市同区道場町日下部24番地の1
同	米 田 敏 明	同 市同区道場町日下部25番地

兵庫県告示第720号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
宇仁高岡土地改良区	平成20年 6月10日

兵庫県告示第721号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年 7月 1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
基幹水利施設ストックマネジメント事業	小坂西部地区	平成20年 7月15日から 同 年 8月 4日まで	豊岡市役所

兵庫県告示第722号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
金井重要工業株式会社繊維機器製造所
伊丹市奥畑4丁目1番地
取締役所長 田 岡 悟
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
金井重要工業株式会社繊維機器製造所
伊丹市奥畑4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	66号 電気めっき施設	
能	力	鋼線 9 kg / 時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 7 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5 ~ 6	5 ~ 6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	1 以下	1 以下
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	2.8	2.8
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	5	10

常の値及び最大の値	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	1 以下	1 以下
	銅 含 有 量 (単位 mg / L)	0.1 以下	0.1 以下
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg / L)	65	95
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ / 日)		1	2

備考 汚水等は公共下水道に流入するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 7月15日から同年 8月 5日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第723号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小野市王子南土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量、画地出来形確認測量図原図作成)

2 作業期間

平成20年 6月16日から同年11月 2日まで

3 作業地域

小野市王子町地域

兵庫県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 7月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 7月15日から 2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
国道 4 8 2 号	豊岡市日高町石井字上野523番 2 から 同 市日高町山宮字後大地1184番 1 まで	旧	9.0から 46.0まで	913.0	
		新	15.0から 53.0まで	913.0	

兵庫県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 7月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年 7月15日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 八代石井線	豊岡市日高町石井字上野534番 1 から 同 市日高町石井字上野524番 1 まで	旧	4.0から 5.0まで	30.0	
		新	5.0から 7.0まで	20.0	

兵庫県告示第726号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北山(3) (217000012)	高砂市阿弥陀町北山 加古川市西神吉町辻（別図 1 のとおり）	土石流

（別図 1 は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所、高砂市役所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第727号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり室津港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年 7月15日

室津港港湾管理者

兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成20年 6月 9日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 3 埋立区域の位置及び面積
淡路市室津2370番 4 から2429番 8 を経て2521番 3 に至る間の地先
2 工区 11,802.79平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成14年 3月13日
兵庫県指令淡路（洲土）第3219号の 7
- 5 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定による市町名
淡路市

兵庫県告示第728号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり富島漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日
平成20年6月10日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三
- 3 埋立区域の位置及び面積
淡路市富島758番13から同市富島394番に至る間の地先
1工区 15,247.07平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成14年11月13日
兵庫県指令淡路（洲土）第3200号の7
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
淡路市

兵庫県告示第729号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時 平成20年7月31日（木）午後2時から
- 2 場所 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号
兵庫県西神戸庁舎4階401会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社シンメイ開発
代表者氏名 新井徳成
事務所所在地 神戸市長田区若松町3-1-1
免許番号 兵庫県知事(5)第009380号
免許年月日 平成18年4月11日

兵庫県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画公園事業
4.4.110号 書写東公園
- 3 事業施行期間
平成20年7月15日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
姫路市書写字畑林及び字森ノ東 地内

- (2) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Touch in PEACE

イ 代表者の氏名 田岡 麗

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区篠原南町1丁目5番17-502号

エ 定款に記載された目的

この法人は、貧困や生活格差に苦しむ世界中の人々に対して、医療・教育・人権擁護支援に関する事業を行うとともに、地域や地域住民に対して、地球環境保護活動のための研究・発信事業、被災地域住民への支援事業及びアロマセラピー等を活用した心の癒し事業を行い、地球と地球上に住むすべての生命が癒され、平和と豊かさを享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

- 2 (1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふくろう高平

イ 代表者の氏名 塩山 榮子

ウ 主たる事務所の所在地 三田市下里69番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、三田市内に居住する虚弱高齢者等に対して、高齢者ふれあいサロン「高平の里」運営事業及び虚弱高齢者在宅生活支援事業等を行い、誰もが老後を安心して幸せに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 3 (1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人かとう

イ 代表者の氏名 豊川 學

ウ 主たる事務所の所在地 加東市社482番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進と全ての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 4 (1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人キャリアオフィス ゆう

イ 代表者の氏名 福田 和弘

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影山手3丁目1番6-405号

エ 定款に記載された目的

この法人は、母子家庭の母親に対して、就労支援事業、各種学習会の開催及び交流事業を行い、母子家庭の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

- 5 (1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりま夢農村

イ 代表者の氏名 見手倉 幸雄

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市揖西町小神162番地の6

エ 定款に記載された目的

この法人は、播磨及びその周辺の地域と住民に対して、播磨の美しい風景づくり、郷土の自然・文化・歴史・生活を大切にする地域ぐるみ活動、コミュニティビジネスなどの地域産業振興の推進と支援などに関する事業を行い、播磨地域の農山村の山々の緑、農地や水辺、また美しい海岸など豊かな自然の中で、これまで育まれてきた歴史、文化、自然を大切にするを通して、夢と活力ある地域（夢農村）づくりに寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人FCアギラス

イ 代表者の氏名 壺井 哲郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区友が丘3丁目67番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、競技スポーツ（競技サッカー）に参加する機会を提供し、団体競技に参加することを通じて、スポーツ文化の振興、及びスポーツの普及・育成・競技力・指導力の向上に関する事業を行い、FCアギラスの事業活動が地域社会にサッカーを楽しむ場と環境を提供し、地域の活性化を促し青少年の健全育成を図ると共に世代を超えた人々に出会いとふれあいのある明るい町づくりの推進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WJ気功協会

イ 代表者の氏名 山名 一輝

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区鈴蘭台北町3丁目15番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、健康への不安、不登校、引きこもり、うつ病、DV等の諸問題を抱えている地域の人たちに対して、気功等を通じてその治療をはかると共に、気功の普及振興を図るための指導者養成事業を行い、地域の人たちの社会復帰・心身の健康等の増進に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人こどもとむしの会

イ 代表者の氏名 内藤 親彦

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区六甲台町1番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県佐用郡佐用町船越にある昆虫館を活動拠点のひとつとし、広く市民に対して子どもと虫に関連する普及啓発事業を行うとともに、地域の自然環境とまちづくりに関連する調査研究を行い、人々の環境学習の促進、生物多様性の保全、地域の振興に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人はりま福祉会

イ 代表者の氏名 本條 義和

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市保城663番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりま八十八寄席

イ 代表者の氏名 神崎 保

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市南駅前町91番6

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や地域の方々に対して、はりま八十八寄席の企画・運営に関する事業を行い、日本の伝統文化としての落語の理解・普及を促すと共に、「笑い」を通じて心の健康作りに寄与し地域社会に貢献することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人NCアソシエイツ

イ 代表者の氏名 数山美奈子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市常松1丁目27番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の自然生態系のしくみを正しく理解し、それらの保護・保全に推進する事業を行う。そのために、多くの市民に対し「川や森」での自然体験を中心としたイベントや環境学習プログラムなどを提供し、「人と人・人と自然・人と歴史文化の豊かな出会い」を創出し、地域から環境保全の「和」を広げ、ひいては環境共生型・循環型国土づくりに貢献し、持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人伝統食研究会

イ 代表者の氏名 鎌谷武

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市名神町1-12

エ 定款に記載された目的

当法人は、伝統食健康法及び伝承ピワ療法の研究の進歩並びに普及を通じて、人々の健康的な生活の推進を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成20年6月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご森の倶楽部

イ 代表者の氏名 福田正

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通4丁目1番11号 山手ユージハウス201号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地球的規模で進行する自然環境の悪化に対して、その荒廃を食い止め、種の存続につながる生物多様性を維持し、良好な自然環境を維持・保全するための森林整備に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成20年6月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚エヌ・ピー・オー・センター

イ 代表者の氏名 牧里毎治

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民活動及び市民活動団体の自立・発展、市民事業の円滑な運営のためのさまざまな支

援を行うことによって市民セクターの確立をうながし、さらにNPO・行政・企業との健全で対等なパートナーシップを築き、だれもが安全に安心してらせる市民社会の実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人しゃらく

イ 代表者の氏名 小倉 謙

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区須磨寺町2丁目2番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や主にシニアに対して、安心や信頼と生き甲斐を持てる地域づくりの推進、ゆとりあるライフスタイルを提案・支援する事業を行うことにより、心のバリアフリーの創造に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会

イ 代表者の氏名 伊丹 威

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区三宮町2丁目11番1号513-1号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、難病患者とその家族及び介護者に対し、保健・医療・福祉相談事業等を行うことにより、難病問題の社会的啓発と対策の前進を図り医療と福祉の両輪の発展に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人消費者協会宝塚

イ 代表者の氏名 西田 田鶴子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布2丁目5番1号ピアめふ1

エ 定款に記載された目的

この法人は、消費者の権利確立および持続可能な循環型社会創造のために消費生活の向上、消費者の保護に関する活動を着実に実践して、社会の発展向上に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ICCC

イ 代表者の氏名 岡田 智子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市寺本1丁目114番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域で生き生きと暮らしていくために、生活支援及び社会参画促進に関する事業を通し個々のニーズにあった支援をすると共に、地域の中で精神障害者が暮らしやすい環境を作るために各機関と連携を持ちながら、地域がコミュニティーケアの機能を担うことができるよう働きかけるなど、地域の精神保健福祉に貢献することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人再起会

イ 代表者の氏名 中村 洋和

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区筒井町3丁目2番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者に対して、介護保険法と障害者自立支援法に基づく事業を行なうとともに、高齢者・障がい者と地域住民が交流できるコミュニティスペースの運営、介護や福祉等のセミナー・講演会・研修会開催に関する事業を行い、高齢者・障がい者が自立し、笑顔で安全・安心・安楽に暮らせる地域社会の創出に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人社会還元センターグループわ

イ 代表者の氏名 加藤 勇治

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区山田町下谷上中一里山14番 - 1 神戸市シルバーカレッジ内

エ 定款に記載された目的

この法人は、様々な分野においてそれぞれ蓄積された高度な知識と技能を有し、又豊富な経験を積んだ人たちの能力を活用し、一般市民に対して、福祉活動、社会教育の推進、健全なまちづくり、スポーツによる健康づくり、環境保全及び啓発活動、国際協力、生活文化の伝承等の事業を行い、障害者及び高齢者等一般市民の福祉の増進並びに子供たちの健全な育成を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなの労働文化センター

イ 代表者の氏名 村上 昌憲

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市小中島1丁目12番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で自立して生きたいと望む障害者に対して、働く場や生活の場の提供、生活のサポートなど障害者の自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の地域福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オカリナ響

イ 代表者の氏名 森 早苗

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区友が丘3丁目27番地932号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まで広く一般市民に対してオカリナ演奏・指導及びコンサート開催に関する事業を行い、オカリナ演奏の普及を通じて音楽文化の振興、さらには心豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自立生活サポートネットワーク

イ 代表者の氏名 紀本 亘

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市南新町18番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方やその家族に対して、地域での生活支援に関する事業を行うとともに、市民に対する障害者への人権啓発事業や障害者との地域交流支援事業を行い、障害のある方とのふれあいの中で様々なことを市民が学びとることによって、障害のある方はその市民からのサポートを受けつつも、主体的な生活が営めるよう、市民と障害のある方が共に生き、共にまちづくりを推進することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成20年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人支援の会ひまわり

イ 代表者の氏名 小泉 邦昭

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津水波町1 - 7

エ 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の腎臓病等の要介護者に対して、通院・通所支援ならびに介護・福祉用具貸与に関する事業を行うことにより、腎臓病等に冒された人々が、快適な社会生活を過ごすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町栗田字井ノ岡94番、96番1の一部、96番2の一部、96番8、96番9の一部、133番1、133番2、134番、135番1、135番3、137番1、137番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町北在家2011番地
A PART IN 有限会社 代表取締役 玉田雅史
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年7月1日
兵庫県指令北播(建)第1-10-3号(19加西)

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年7月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
県庁WANネットワーク機器一式(賃貸借)
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成21年1月1日(木)から平成26年12月31日(水)(6年間)
 - (4) 設置場所
兵庫県本庁舎ほか324箇所
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 山田
電話(078)341-7711 内線 4937
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年7月15日(火)から同月29日(火)の午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年8月25日(月)午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年8月22日(金)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成20年7月15日(火)午前9時から同月29日(火)午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成20年8月18日(月)午前9時から同月25日(月)午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。

ア 受付期間

平成20年7月16日(水)から同年8月8日(金)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。)

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成20年8月5日(火)から同月8日(金)の午前8時から午後10時(ただし、8月8日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成20年8月18日(月)に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間72箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年8月22日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成20年9月1日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場

合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of network equipment for the Hyogo Prefectural Government WAN(wide area network)by lease

(3) Lease period: January 1, 2009 – December 31, 2014

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Government Main Office Building and 324 other places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 29, 2008

(6) Deadline for tender:

13:30 August 25, 2008 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 August 22, 2008 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs.Yamada, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

病 院 局 公 告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成20年7月15日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立こども病院医事会計システム 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成21年3月25日(水)

(4) 納入場所

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1-1-1

2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床300床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で企画提案書の受付期間末日までに物品関係入札参加者として認定された者であること。

3 参加手続き

(1) 事務局

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院総務部経理課
電話(078)732-6961

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成20年7月15日(火)から同月29日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

ア 日時

平成20年7月29日(火)午後2時から

イ 場所

県立こども病院 母と子の教室

ウ 留意事項

出席は、1社当たり2名以下とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成20年7月29日(火)から同年8月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

郵送の場合は、平成20年8月5日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成20年8月6日(水)から同月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

郵送の場合は、平成20年8月11日(月)必着とする。

ウ 回答方法

平成20年8月13日(水)から同月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成20年8月6日(水)から同月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

郵送の場合は、平成20年8月20日(水)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

企画提案書要約版 10部

その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立こども病院医事会計システムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立こども病院医事会計システムの調達契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Maruo, Director of Hyogo Prefectural Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the service to be required:

Proposals for Medical Accounting System

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Wednesday August 6 through Wednesday August 20, 2008

(4) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Children's Hospital,
1-1-1 Takakura-dai, Suma-ku, Kobe-city, Hyogo Prefecture 654-0081
TEL (078)732-6961

病院局辞令

平成20年6月30日付

(県立姫路循環器病センター診療部高齢者脳機能治療室長)
大川 慎吾

願により兵庫県職員を免ずる

平成20年7月1日付

(県立姫路循環器病センター副院長(診療担当)兼救命救急センター長・診療部循環器科部長)
梶谷 定志

県立姫路循環器病センター診療部高齢者脳機能治療室長に兼ねて補する

(県立柏原病院参事(医療連携担当)兼診療部長・地域医療連携部長・外科部長)
上坂 邦夫

県立柏原病院診療部リハビリテーション科部長に兼ねて補する

富永 正寛

県立がんセンター診療部外科部長に補する

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第204号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成20年3月7日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

平成20年7月15日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉 修悟

1 委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
鎌田 頼太	東灘警察署(078)854-0110	東灘警察署の管轄区域
斎藤 熙	尼崎北警察署(06)6426-0110	尼崎北警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏名	活動区域
廣政 孝夫	東灘警察署の管轄区域
原口 興治	尼崎北警察署の管轄区域

兵庫県公安委員会告示第205号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成20年4月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

平成20年7月15日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉 修悟

委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
小 柳 晴 彦	東灘警察署 (078) 854 - 0110	東灘警察署の管轄区域
安 在 信 夫		
廣 瀬 昌 彦		
中 井 正 數		
森 下 善 吉		
清 原 孝 重		
河 南 幸 子		
田 村 都 子		
藤 田 弘		
井 原 偉		
志 井 一 雄		
加 治 佐登史		
西 浦 和 彦		
岡 田 勝		
大 川 弘		
中 山 福 治		
粉 谷 勝 巳		
松 田 正 孝		
實 光 昌 充		
多 田 康 治		
有 本 章		
井 出 俊 明		
藤 綱 孝 子		
今 池 幸 仁		
明 石 恒 雄		
吉 田 純 子		
木 村 信 代		
田 中 昇		
今 井 進		
春 田 昇		
坂 西 菊 美		
鹿 瀬 公 生		

廣瀬 一 仁	灘警察署 (078) 802 - 0110	灘警察署の管轄区域
畑 中 和 豊		
安 井 律 子		
尾 崎 成 嘉		
小 谷 壽		
森 田 章 夫		
高 嶋 忠 良		
伊 藤 眞 彦		
宮 永 通 子		
中 田 紀久子	葦合警察署 (078) 231 - 0110	葦合警察署の管轄区域
田 口 成 喜		
岩 崎 嘉 子		
櫻 原 ミナミ		
佐々木 康 二		
伊豫本 キヨミ		
松 谷 美佐子		
服 部 謙 一		
三 宅 英 明		
上 畑 ヌキ子		
山 西 重 信		
青 木 新 次		
佐 野 登代子		
池 田 豊	葦合警察署 (078) 231 - 0110	葦合警察署の管轄区域
河 田 好 数		
森 下 基 司		
久 野 茂 樹		
大 山 仙 吉		
本 田 伊左夫		
赤 坂 通 夫		
湊 多美子		
後 藤 実		
佐々田 善 繁		
中 島 唯 夫		

三 室 和 彦	生田警察署 (078) 333 - 0110	生田警察署の管轄区域
川 口 一 郎		
新 谷 司		
村 中 尚 子		
原 田 智香子		
木 村 都志子		
河 野 照 子		
垣 内 光 子		
梨子田 和 美		
山 口 まさ子		
西 條 毅		
阪 上 一 夫		
石 井 健 一		
橋 谷 速		
東 敏 治		
神 崎 雄 康		
藤 岡 静 子		
小 島 巴		
植 村 俊 一		
三 島 重 春		
前 川 しげ子		
岡 田 鈴 子		
八 木 宗 一		
渡 邊 攝 子		
藤 原 礼 子		
森 澤 千代子		
和 田 町 子		
新 原 節 子		
深 田 利 信		
中 野 俊 彦		
野 口 仁 志		
面 出 輝 男		
山 田 雅 秋		

山口 五十次	長田警察署 (078) 578 - 0110	長田警察署の管轄区域
松本 岩雄		
荒本 春枝		
石原 操		
岡 重久		
戸田 一弘		
長江 武久		
中村 義正		
西本 久子		
田中 節子		
近藤 節子		
鵜久森 節夫	須磨警察署 (078) 731 - 0110	須磨警察署の管轄区域
井筒 忠夫		
長谷川 喜久美		
石津 英一郎		
荒内 拓美		
桑村 源太郎		
鈴木 恵美子		
日野 恵次郎		
山田 智枝子		
有里 弘子		
藤原 正幸		
元部 隆夫		
瀧川 康子		
前田 尚紀		
粟飯原 美佐代		
松本 圭造		
丸橋 正稔		
大西 裕介		
徳本 修		
本岡 元子		
大塚 喜治		
松野 三岐子		
杉山 力子		

上野雅章	垂水警察署(078)781-0110	垂水警察署の管轄区域
北川義一		
大関智恵子		
山下孝司		
須藤佳子		
淡井祥立		
関口トキ子		
田中仔子		
高橋ミツ子		
上野定夫		
青木捨治		
大石久子		
戎谷尚子		
吉田和史		
渡邊博文		
松下明美		
松村あけみ	神戸水上警察署(078)332-0110	神戸水上警察署の管轄区域
山本喜久子		
泉田誠子		
安田登		
川岸政光	神戸西警察署(078)992-0110	神戸西警察署の管轄区域
村上富哉		
英正之		
御手洗長明		
片山義一		
今田由樹		
竹内一郎		
澁谷裕美子		
安岡洋子		
綱島鉄雄		
一井芳弘		
荒瀬貞夫		
田中允		
吉川隆		

藤原宏江		
戸田浅治		
高木恵美子		
石井武		
山口瑞穂		
辻本照男		
竹中敏勝		
江見健	神戸北警察署(078)594-0110	神戸北警察署の管轄区域
足立義憲		
岡山昇平		
円廣吉		
川谷修造		
西岡弘志		
川瀬愷久		
藤沢宣義		
西本紘二		
竹岡宣治		
竹田良子		
小脇ヒロ子		
川本文雄		
松田靖彦		
吉原毅		
楫西聰一郎	有馬警察署(078)981-0110	有馬警察署の管轄区域
岡康起		
中野圭三		
田中進		
寺下吉三		
宇野博司		
大路喜美子		
平野賢		
東本実		
伯耆忠夫		
大深昭美		
高田武子		

根来博子	芦屋警察署 (0797) 23 - 0110	芦屋警察署の管轄区域
志野敏昭		
潮崎桂		
俣木利		
大桑房子		
阿佐部和子		
西原房子		
東浦順子		
岡西照代		
山田正省		
池内美紀		
橋本正子		
安田操		
中西さわ子		
高橋慶子		
村上正子		
長谷川朝子		
藤原千年		
西田福太郎		
樋口英夫		
山下徳蔵		
松浦義男		
安原耕介		
笠井一雄		
森本敏一		
篠原正寛		
西林和晴		
松田保		
米谷美江		
谷野良弘		
小林高治		
牛島契一		
三反元子		
辻弘吉		

立 花 謙 一		
村 山 利 彦		
田 中 吉 太 郎		
田 中 義 則		
増 田 隆		
玉 川 佳 子		
八 車 典 雄	甲子園警察署 (0798) 41 - 0110	甲子園警察署の管轄区域
高 橋 一 男		
山 崎 恵 子		
上 原 安 昭		
杉 山 耕 造		
長 田 里 子		
福 田 正 良		
澤 二 郎		
利 田 勇		
井 上 三 知		
小 松 博 慶		
吉 田 泰 造		
市 岡 実		
花 房 幸 雄		
宮 本 秀 夫		
河 原 義 晴		
高 岡 貞 夫		
清 水 新 一		
苅 谷 高 明	尼崎南警察署 (06) 6487 - 0110	尼崎南警察署の管轄区域
三 木 繁 太 郎		
野 村 妙 子		
金 地 享 子		
山 崎 達 子		
小 寺 京		
高 橋 忠 臣		
田 中 千 津 子		
奥 田 英 二		
寺 田 尚 敬		

武 市 庄 市	尼崎東警察署 (06) 6489 - 0110	尼崎東警察署の管轄区域
小 松 恒 久		
島 村 美 子		
田 中 康 彦		
田 中 勝		
荒 木 和 代		
志 築 芳 和		
吉 田 政 俊		
比 嘉 尚 子		
川 本 喜 八 郎		
奥 田 満 壽 光		
北 村 育 子		
高 橋 幸 雄		
岡 村 隆 市		
津 吉 薫		
横 山 健 次		
小 坂 瞳		
蟻 通 雅 生		
中 村 與 一 郎		
山 中 久 子		
塚 尾 伸 治		
池 永 俊 雄		
石 井 松 男		
阿 部 光 子		
松 田 俊 一 郎		
寺 前 喜 和		
福 田 利 英		
小 谷 芳 男		
花 里 桃 代		
近 藤 暁 志		
松 本 瑞 子		
星 野 武 士		
市 村 喜 久		
山 田 明		

有 働 文 武	伊丹警察署 (072) 771 - 0110	伊丹警察署の管轄区域
西 田 忠 重		
山 村 喜 曠		
松 下 武 士		
高 橋 健 郎		
真 柄 明		
大 畑 善 治		
井 田 栄 藏		
西 昭		
川 本 武 司		
白 垣 正 夫		
寺 地 義 之		
鍋 島 義 明		
今在家 喜久夫		
楠 木 将 明		
福 本 嘉 徳	川西警察署 (072) 755 - 0110	川西警察署の管轄区域
加治屋 幹 夫		
安 井 義 人		
永 江 政 澄		
橋 本 知 浩		
福 田 武 吉		
石 津 容 子		
守 本 利 和		
西 村 重 雄		
松 田 實		
家 門 成 光		
勘 原 勉		
森 田 清		
岡 本 眞 司		
小 路 力 子		
上 田 政 夫		
横 山 道 雄		
今 西 好 春		
島 本 清 晴		

村田 孝	宝塚警察署 (0797) 85 - 0110	宝塚警察署の管轄区域
神谷 秀樹		
松川 富貴子		
藤井 洋治		
上野 増江		
田中文子		
上田 猛		
阪上 功		
後藤 高子		
喜多 芳江		
日後 雅昭		
鈴木 重廣		
白石 朋康		
辰巳 健治		
西村 博子		
山本 康博		
和田 哲也	三田警察署 (079) 563 - 0110	三田警察署の管轄区域
尾崎 美登里		
嶋田 晴忠		
前川 正男		
永岡 仁		
上中 敏		
坪之内 敏美		
中川 達之助		
中林 慎子	篠山警察署 (079) 552 - 0110	篠山警察署の管轄区域
梶本 美智子		
山田 良子		
竹内 雅子		
酒井 喜代美		
塚本 幸隆		
古谷 明		
小林 秀子		
岡田 尚章		
中野 幸子		

蔭山正三	丹波警察署(0795)72-0110	丹波警察署の管轄区域
村岡眞知子		
荻野完治		
藤原敬司		
西田勝紀		
川崎美野里		
浅田勝彦		
浅川幸雄		
松本光子		
古林穂積		
石崎陽子		
大林泰子		
大野直明		
吉田ツル代		
平田郁夫		
永井光子		
山添穂		
西海英男		
立花時男		
藤田孝雄		
西海正隆		
林英雄		
松谷晃		
加藤岩夫		
山田秀幸		
竹内謙		
石生剛		
久米英二		
須和憲和	三木警察署(0794)82-0110	三木警察署の管轄区域
温湯良男		
由良ひで子		
榎本靖		
戸田繁和		
森本定男		

針木 功	社警察署 (0795) 42 - 0110	社警察署の管轄区域
深田 至		
河合 智敏		
市橋 薫		
古田 時省		
石井 雅彦		
阿江 通伯		
森下 秀典		
増田 勝美	加西警察署 (0790) 42 - 0110	加西警察署の管轄区域
正中 安代		
西村 昭義		
垣内 るり子		
東郷 博		
西山 博文	西脇警察署 (0795) 22 - 0110	西脇警察署の管轄区域
小山 善郎		
藤井 文則		
草別 義雄		
櫻井 辰男		
矢目 一郎		
森田 孝	加古川警察署 (079) 427 - 0110	加古川警察署の管轄区域
村瀬 一彦		
丸山 悦司		
小田 正法		
柴田 義彦		
吉岡 一正		
西川 正		
弓削 弘		
吉田 道一		
尾崎 良一		
田中 四郎		
西浦 富士子		
大路 忠夫		
福田 耕一良		
宮 永範一		

梅本 守		
岡本 高明		
清田 ちえ子		
宮脇 久美		
永井 悦子		
今井 誠美		
川西 節雄		
麻原 雅夫		
北野 満知子		
中下 登禧雄		
加藤 寿	高砂警察署 (079) 442 - 0110	高砂警察署の管轄区域
坂田 信幸		
藤田 義光		
原 哲恭		
磯部 昭治郎		
桃川 照康		
松尾 香苗		
山西 博		
芝崎 すみゑ		
綾部 哲夫		
小田 敏明		
松本 隆子		
井上 千代美		
岡 静雄		
島村 哲也		
咲本 軍治		
横山 正三郎		
谷口 良市		
平塚 美千代		
田守 光代		
中澤 征彦		
岩崎 博光	姫路警察署 (079) 222 - 0110	姫路警察署の管轄区域
前海 寛司		
戸井田 三千代		

塚 本 紀 男		
山 本 友 子		
三 崎 昭 陰		
小 村 妙 子		
吉 田 一 二 三		
湯 谷 富 代		
河 野 信 子		
上 田 喬		
田 路 和 子		
須 鎗 朗		
小 川 濱 義		
八 幡 元 久		
吉 野 仁 郎		
大 西 朋 子	飾磨警察署 (079) 235 - 0110	飾磨警察署の管轄区域
仙 石 寿 子		
真 利 倭 子		
妻 鹿 信 也		
高 島 肇		
大 西 多 恵 子		
田 中 耕 三		
近 藤 みつ江		
田 中 康 廣		
吉 田 達 哉		
豊 永 弘 光	網干警察署 (079) 274 - 0110	網干警察署の管轄区域
溝 口 和 子		
和 田 一 彦		
西 村 良 子		
吉 村 嘉 男		
小 野 初 實	福崎警察署 (0790) 23 - 0110	福崎警察署の管轄区域
大 杉 幸 夫		
楠 光 雄		
小 林 泰 子		
古 田 正 子		
堀 次 絹 江		

小林 和八州		
丸山 智己	たつの警察署 (0791) 63 - 0110	たつの警察署の管轄区域
三木 忠		
酒井 たか子		
廣岡 稔也		
武内 昭夫		
北川 憲一		
阪田 敏美		
西口 永生		
三島 淳代		
熊橋 佐登子		
相本 里美		
中村 日登美		
満友 智美		
上林 武和		
岡本 博久		
寺尾 孝幸		
赤松 良平	赤穂警察署 (0791) 43 - 0110	赤穂警察署の管轄区域
大山 九一		
久田 暁		
木村 美枝子		
塚本 和代		
有政 進		
服部 修和	佐用警察署 (0790) 82 - 0110	佐用警察署の管轄区域
谷口 正巳		
末神 公昭		
山下 宗吾		
松本 良市	宍粟警察署 (0790) 62 - 0110	宍粟警察署の管轄区域
笹 泰介		
前田 政吉		
藤原 久枝		
横治 政夫		
入江 幸子		
衣川 修二		

木村朝明	朝来警察署(079)672-0110	朝来警察署の管轄区域
一ノ瀬衛		
長濱章		
小谷有	養父警察署(079)662-0110	養父警察署の管轄区域
奥山謙一郎		
田村準之助		
田中貢		
和田定久	豊岡南警察署(0796)24-0110	豊岡南警察署の管轄区域
岩瀬明子		
松岡榮子		
西垣勉		
鈴木春行		
河本木美子		
立川三男		
中川かつ子		
岡本久男		
竹中みどり		
戸田洋		
田中豊		
川端透	豊岡北警察署(0796)32-0110	豊岡北警察署の管轄区域
片岡眞		
塩谷豊		
山本永二	美方警察署(0796)82-0110	美方警察署の管轄区域
安田憲造		
森脇修		
森憲一		
田中信夫		
井端てるゑ		
杉本さよ子	洲本警察署(0799)22-0110	洲本警察署の管轄区域
竹岡秀二		
三坂裕一		
尾崎敞祥		
山本侑代		
山崎雅身		

芝 壽 郎		
松 田 晴 美	淡路警察署 (0799) 72 - 0110	淡路警察署の管轄区域
高 島 英 子		
畠 田 尚 司		
前 田 升		
室 田 賢 一		
申 谷 好 子		
八 田 原 政 弘		
嘉 原 唱 光		
竹 中 正 勝		
原 口 加 代 子		
宮 地 眉 美		
久 井 輝 洋		
赤 松 宏 員		
松 本 裕 昭		

兵庫県公安委員会告示第206号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成20年6月20日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年7月15日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
丸 山 恵 美 子	須磨警察署 (078) 731 - 0110	須磨警察署の管轄区域
畠 中 保	川西警察署 (072) 755 - 0110	川西警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
馬 場 信 彦	須磨警察署の管轄区域

正 誤

平成19年3月30日付け（兵庫県公報第14号外）
企業庁会計規程の一部を改正する管理規程（平成19年兵庫県企業庁管理規程第3号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
14	下から2	様式第9号を削る。	様式第9号を次のように改める。 様式第9号 削除

平成20年3月31日付け(兵庫県公報第18号外)

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成20年兵庫県企業庁管理規程第4号)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から9	「100分の70」を「100分の80」に改め	「100分の170」を「100分の180」に改め